官報

（号外）
発行　内閣府　国立印刷局
（原稿作成）

目次

〔法規的告示〕

○外国人起業活動促進事業に関する告示の一部を改正する告示（経済産業一五四）　一

〔公告〕

諸事項

官庁
　犯罪被害財産支給手続開始決定関係　七
裁判所
　破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
　日本弁護士連合会公示送達関係　四三
地方公共団体
　教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告　四六

法規的告示

○経済産業省告示第百五十四号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）を実施するため、外国人起業活動促進事業に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月十六日　経済産業大臣　武藤　容治

外国人起業活動促進事業に関する告示の一部を改正する告示

外国人起業活動促進事業に関する告示（平成三十年経済産業省告示第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第５　外国人起業活動管理支援計画の認定	第５　外国人起業活動管理支援計画の認定
１～３　（略）	１～３　（略）
４　特定外国人起業家になろうとする者が、起業準備活動計画の確認申請をする場合においては、同人に⑴に掲げる事項を記載した起業準備活動計画を作成させた上、⑵に掲げる添付資料とともに提出させ、起業準備活動計画確認の申請をさせることとされていること。	４　特定外国人起業家になろうとする者が、起業準備活動計画の確認申請をする場合においては、同人に⑴に掲げる事項を記載した起業準備活動計画を作成させた上、⑵に掲げる添付資料とともに提出させ、起業準備活動計画確認の申請をさせることとされていること。
⑴　次に掲げる事項。	⑴　次に掲げる事項。ただし、第５の６⑴⑤イ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当する場合、⑤から⑧について記載を要しない。
①～⑤　（略）	①～⑤　（略）
⑥　法人を設立する場合にあっては、役員になろうとする者の氏名、住所及び国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域（以下「国籍・地域」という。）並びに勤務形態	⑥　法人を設立する場合にあっては、役員になろうとする者の氏名、住所及び国籍並びに勤務形態
⑦　第５の６⑴③イ、ロに規定する起業を目指す事業の規模に関する事項	⑦　第５の６⑴③イ、ロ、ハに規定する起業を目指す事業の規模に関する事項
⑧　（略）	⑧　（略）
⑵　⑴の起業準備活動計画に添付する資料	⑵　⑴の起業準備活動計画に添付する資料
①～④　（略）	①～④　（略）
⑤　第５の６⑴⑤イ、ロのいずれかに該当することを立証する資料	⑤　第５の６⑴⑤イ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当するとして申請する場合、そのことを立証する資料
⑥　（略）	⑥　（略）